

六日町中学校 部活動ガイドライン

令和5年3月1日
南魚沼市立六日町中学校

1 はじめに

平成31年4月に「設置する学校に係る部活動の方針（南魚沼市・湯沢町）」が発出された後、令和2年9月に以下にある「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が文部科学省スポーツ庁によって策定された。

【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革】

○部活動の意義と課題

部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。

－持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要－

○改革の方向性

- ・部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ・部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ・生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【中学校学習指導要領 第1章 総則 第5の1】

中学校の部活動は、学校が教育活動の一環として運営し、学校管理下で授業後や休日の決められた時間内に行われる課外活動である。しかし、生徒のニーズの多様化、生徒数の減少、教員数の減少と負担増から、これまでのような学校（教員）を主体とした部活動には限界が近づいている。そこで、地域総ぐるみで支えることにより、生徒のスポーツ、文化活動の機会を確保し、持続可能な活動にしていく必要がある。また、このことは同時に、学校の働き方改革・部活動改革にも直結する。当郡市内の中学生の多くが所属する部活動について、上記を踏まえ、中学校部活動基本方針（以下基本方針）が改訂された。なお、この基本方針は南魚沼市・湯沢町の中学校を対象とし、令和5年4月より運用を開始する。

当校では、この動きに基づき、「六日町中学校 部活動ガイドライン」を改訂します。このことについて、地域や保護者の皆様方へお知らせするとともに、適正な部活動の運営が行えるよう、引き続き御支援をお願いしたいと思います。

2 基本方針（希望入部制とする）

- 生徒が自ら選んで活動し、個性の伸長を図ることができるようにする。
- 部員相互の親睦を深め、互いに高め合う態度を養う。
- 気力と体力の向上に努め、自己を正しく見つめる自律性を養う。

3 設置部活動について

【運動部】

陸上競技部（男女）、野球部（男女）、ソフトテニス部（男女）、バスケットボール部（男女）、バレーボール部（女）、卓球部（男女）、剣道部（男女）

【文化部】

吹奏楽部（男女）、文化部（男女）

【冬季特設部】（中体連主催大会の引率のみ行う）

アルペンスキー部、クロスカントリースキー部、スキージャンプ部

※バドミントン、水泳、柔道、相撲については、希望により、中体連主催大会に参加できる。

※部活動指導員配置（令和4年度）：陸上競技部、バスケットボール部（男女）、剣道部

4 活動の概要について

（1）活動時間

○平日の活動時間は、長くとも2時間程度とします。

○休日（週休日、祝日）や長期休業中の活動時間は、長くとも3時間程度とします。

①1学期始業式から新人大会終了まで

17時30分に活動終了、17時45分に下校完了とします。

②新人大会終了から3学期終業式まで

17時15分に活動終了、17時30分に下校完了とします。

③5限放課の場合

16時25分に活動終了、16時40分に下校完了とします。

※天候等の状況により、活動終了時間が早まる場合もあります。

※定期テスト前の1週間（土日を含む）は、原則、活動しません。

※朝練習は行いません。

（2）休養日

①週2日以上設定します。

②平日に1日以上、週休日に1日以上設定します。月曜日は、原則、活動休止日とします。

③年間で合計100日以上休養日を設定します。

④休日（週休日、祝日）の休養日を年間50日以上設定します。

⑤土日いずれも大会等に参加した場合は、翌週に適宜、休養日を設けます。

⑥長期休業中の週休日、祝日、学校無人化期間は、原則、休養日とします。

5 部活動運営について

（1）体罰等の禁止について

①顧問（指導者）は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹します。

②顧問（指導者）は、威圧的な言葉等による指導も体罰にあたることを認識し、それらの行為の禁止を徹底します。

（2）事故防止・安全指導について

①出張等で顧問（指導者・監督者）が部活動につけない場合は、原則として、活動はしません。

活動時間内は活動場所に必ず1名以上、顧問（指導者・監督者）がつくようにします。

②顧問（指導者）は、生徒の健康状態を確実に把握します。

③顧問（指導者）は、安全基準を満たした施設、設備、用具の使用前・後及び定期的な点検を行

います。生徒にも使用前の安全確認の習慣化を指導します。なお、校外での活動も同様に安全確認を実施します。

④生徒に対し、施設、設備、用具を正しく使い、事故が起きないように指導します。

⑤自転車使用許可を受けた生徒には、ヘルメットを着用し、交通安全に留意して登下校、移動するように指導します。

(3) その他

①各部で休養日や対外試合等を明記した年間活動計画を作成し、保護者に配布します。

②各部で毎月の活動予定を作成し、月末に保護者に配布します。

③生徒や部活動顧問の負担過重にならないよう、参加する大会等を精査します。

6 保護者へのお願いについて

○保護者会の活動に参加する生徒及び指導者は、傷害保険への加入を原則とします。

(部活動中のけがについては、医療機関を受診し、医療費の自己負担が1,500円以上になった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターから全額給付されます。しかし、保護者会の活動のおけるけがは適用外となるため、独自に保険に加入する必要があります。)

○応援や差し入れについては、新潟県中学校体育連盟から出る指針と同様とします。

(六日町中学校では食物アレルギー対応の観点から、差し入れについては控えていただくよう、お願いしています)

7 保護者会練習について

○原則として部活動休止日は活動しないでください。

○活動時間については、以下のようにお願いいたします。

・平日(授業日) 遅くとも午後7時までとしてください。

・休日(長期休業を含む) 生徒の負担過重にならないような時間設定をお願いいたします。

○毎月末には翌月の予定を立て、顧問を通じて学校にもお知らせください。

○事故やけが等の緊急事態に備え、保険の加入、医療機関への搬送体制等を整えておいてください。

○原則、学校職員は参加しません。保護者の責任の下、活動するようお願いいたします。